

# 学芸員養成の諸問題について

矢 島 國 雄\*

## 1. はじめに

1981年、全国大学博物館学講座協議会（全博協）の大会が明治大学を会場として行なわれたが、この時、会場校であった私たちは、学芸員の養成問題を取りあげてシンポジウムを開催することとした。養成側ばかりでは問題の所在が明瞭になりにくいと考え、交通博物館の松沢正二氏、千葉市教育委員会の後藤和民氏のお二人に現職にある方々のお考えを述べていただくために出席をお願いし、双方から問題点を提出することができればと考えたものである。当日のシンポジウムの記録は概要が『全博協会報10』（1981）に掲載されているが、この時の最大の問題は、大学における学芸員の養成の目的は何か、どこまで出来るのかであったとよい。シンポジウムは、現業側からの問いかけにたいして、養成側からは、大学における養成の諸事情が説明されるにとどまり、両者の議論はほとんど擦れ違いといってもよいほど噛み合わなかった。相互に問題点を認識し、具体的な問題解決の糸口を見出す段階には至らなかったといえる。

このシンポジウムは、いわば未完のままになってしまったが、そこで提起された多くの問題について、その後の博物館とそれを取り巻く社会の変化や新たな問題点を踏まえて、本誌1～3号を通じて、学芸員の養成側と現業側からの問題点の指摘や提言を特集してきた。

屋上屋を重ねる類のこととなりそうだが、それらをまとめて、一応の結論的な考察と提

言をしておきたい。

## 2. 学芸員像について

博物館法第4条によれば、学芸員とは博物館の『専門的職員』であり、『博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他のこれに関連する事項についての専門的事項をつかさどる』と規定されている。この条文そのものにはこれまでのところ重大な疑義は提出されていない。むしろ、その内容が、博物館の必要とする『専門職』の内容を端的に現わしたものであるとして受け止められているとよい。その内容は、専門性をもった研究者であり、その教育普及者であり、さらに博物館資料保存などの技術者であることを求めていると理解されている。換言すれば学芸員とは、博物館という教育・研究機関の役割と働きを知り、その原理と方法を研究し、さらに、自己の専門的な研究を基礎として、博物館を舞台として、その教育的実践を行なうものであり、同時に全人類的な財産としての博物館資料の保存をはかり、後世に伝承する責任を負うものであるといえる。

しかしながら、こうした領域の全てについての十分な能力を備えた者が学芸員の理想像であることは認めるとしても、実際には、これだけの能力をもったものを、簡単に養成できるとは思えない。理想は理想としながらもこの条文の指し示す学芸員像を、実際にどのようなものとして捉え、養成するかということでは様々であるが、大きく二つの指向があるといつてよからう。

\* 文学部助教授

一つは、学芸員を、欧米の Curator と同質、同等のものとする考え方で、学芸員とは資料の研究者であり、専門領域の研究がその本務であり、中心であると考えていると見られるものである。確かに、博物館の根幹をなすのは調査研究であることはいままでもない。十分な調査研究のないところに良質のコレクションや良質の博物館活動は望むべくもない。しかしながら、現在の日本の博物館の実状からみれば、専門の研究に没頭しているだけの学芸員でよしとするならば、研究以外の博物館活動は誰が行なうのか、教育機関としての役割は放棄してよいのかということにもなろう。現状でも多くの博物館にこの種の姿勢のうかがえるものが多いことも問題の一つではあるが、それにしても、現行の法体系、養成制度のもとで、第一義的に学芸員を Curator になぞられて規定できるであろうかという疑問がある。欧米の Curator 制度の実際や博物館の組織、体制を不問に付したままそう考えるのであるならば論外としても、学芸員を研究職と断じてそれでよしとするのは、教育機関としての博物館の役割を、博物館の本質としてではなく、付随的なものと見ていることになるのではあるまいか。

もう一つの考え方として、現状の法体系や養成制度から見れば、学芸員は第一義的には博物館教育者として位置付けられるとみる立場がある。博物館の基本的な役割は学的な成果を、種々の博物館活動を通じて教育普及することであるとする理念に立脚し、それを実施するのが学芸員の使命であるとするものである。もとより、学芸員に、専門の研究者としての資質がなくてもよいというわけではない。専門の研究に立脚しない、研究者としての経験と自信とに裏打ちされていない薄っぺらな教育活動が、多くの人々に支持されるわけもない。

とはいえ、本誌1号に倉田公裕氏が明快に述べているごとく、現状の学芸員資格は、そ

の要件から見れば『半専門職』にとどまり、

Curator 並みの研究職の資格要件とするには、あまりに知識の質と量に不足がある。博物館という教育機関を通じて、既存の研究成果を教育普及するための最低の基準に達したものであるという証明が、学芸員資格にはかならないといえそうである。

しかしながら、現状の養成制度下での学芸員資格を、博物館教育者を想定しているものと受け止めるとしても、その必須科目と単位数では、なお不足の感を否めない。現状では博物館にかかわる全ての事柄を『博物館学』4単位と『博物館実習』3単位のなかで身に付けさせることになっているが、これでは全体を表面的に流すか、ごく一部の問題を取りあげて教えるかのいずれかでしかないといえる。この点に多くの問題があることは、前号の松沢氏の論考、本号の後藤氏、橘氏の論考や倉田・千地両氏の対談にも明らかなのである。

ところで、現状での養成制度を、博物館教育者としての学芸員養成と考えるとしたとき博物館における研究の担い手は誰なのか、学芸員は研究者ではないのかという疑問が生ずるといわれるであろう。この点は、次項以下でも検討するが、研究者としての資質に欠ける学芸員でよいといっているわけではない。

### 3. 専門性について

国立の博物館をはじめとして、博物館法や現状の学芸員養成制度を相手にせず、高度の専門性を第一として『専門職員』を採用しているという博物館があることは周知の事実である。これは、国立のように博物館法から除外されているものを含め、何よりも『博物館専門職員』には、各分野の科学についての専門的力が第一に要請されるという考えに立つものであるといえよう。

この種の博物館では、意識のうえでは、その『専門職員』は研究職として位置づけられ

ており、博物館教育担当者としての自覚は乏しいことが多い。そして、『専門職員』の養成は、学芸員の養成とは全く別の問題として考えられている。もし、学芸員の資格が必要となれば、後で国家試験によって取得すればよいと考えられている。

つまり、学芸員の有資格者であるよりも、先ず専門性における力量が要求され、その他の学芸員としての技術や能力は、現職での経験的な積み上げで十分であると考えられているとも受け止められる。これにも多くの問題はあがるが、学芸員の専門性についてみれば、確かに、現在の養成制度では、弱いし、問題が多いといえる。

大学学部卒業では、その専門に関する教育はようやく二ケ年に過ぎない。個人差はあるとはいえ、その段階では、その専門性について、多くを期待できるとは思われない。いわば、専門的研究の準備がようやくできたというに留まるといえよう。かねてから、今日の大学教育は、総合的な教養人の育成を目指すものであり、専門的技術者、専門的研究者の養成には、十分に対応することはできないものであるとの指摘があるが、学芸員の専門性を考えるうえでこのことは無視できない。

学芸員の採用にあたって、今日、博物館側からの要求はかなり高度なものとなってきている。多くは卒業専攻を指定してくるが、日本中世史、西洋近代美術史などと、非常に細かく専攻分野を指定することが増えてきている。専門性重視の現われであるといえる。なかには、大学院博士課程前期修了程度、もしくはそれ以上の力を要求してくるものも多くなってきているし、実際の受験者も学部新卒者を凌いでいる例が多くなってきていると聞いている。博物館側の要求する専門性のレベルが高くなって来ていることは、それ自体についてみれば当然のことといえる。学芸員の専門性を高い質で維持することは、博物館のレベルアップにもつながることであり、博物

館に対する、今日の社会的要求の高度化からみても異論のないところである。

ところで、大学の専門教育についてみればこれは学芸員の養成課程とは別のセクションの問題でもあって、学芸員の養成課程自身が資格取得希望の学生に課せるのは2科目8単位以上という選択科目に限られる。

本学の場合でいえば、文学部の専門課程に設置されている4単位の科目を選択させるのであって、学芸養成課程は選択すべき科目を指定するにとどまる。

学芸員養成課程としては、学生が資格要件を満たしていれば、学芸員の有資格者として認定することになる。つまり、学芸員の養成課程としてその学生が専門性の点においてどの程度の力を持っているのかという点については、ほとんど全く判断の材料を持っていないし、またその判定に関与することもないのが実情である。学部で認定された単位を、学芸員養成課程としては尊重するしかない。学生の受講科目やその成績について調査することはできるが、仮にその学生の指向が博物館への適性がかならずしも高くないものであっても、それをもって学芸員養成課程の受講を拒めるものでもない。

他大学の場合もほとんど同じ条件をもってしているものと思われる。したがって、専門性の点については、大学の学部の専門教育そのものの問題として捉え直すことも必要である。

学芸員養成を大学院レベルで行なおうとする考え方は、鶴田総一郎氏をはじめとして、久しい以前から提起されている問題である。これは、何よりも学芸員の専門性の点から追及されているもので、今日の課題に対する一つの方法であろう。この点については、本号の倉田・千地両氏の対談や後藤氏の論文でも触れられている。

また、現状での問題として、博物館教育の実践者としての学芸員を考えれば、その専門性もさることながら、今以上に、学際的な知

識の質と量を確保させることを考えるべきであろう。このための当面の課題として、選択科目の必要科目と単位を増やすことは検討されるべきものとする。

#### 4. 博物館実習について

今日の養成制度にあって、その問題点が最も集約的に現われているのは『博物館実習』であろう。全博協が5年毎に行なっている博物館学講座の実態調査の報告（『全国大学博物館学講座開講実態調査報告書』1～6）をみても、『博物館実習』の方法、内容は千差万別といってよい。各大学のそれぞれの学芸員養成理念の違いによって、こうした差異が生じているならば、それもよしと出来るが、実質は、養成理念以前の諸条件の違いによるものであるといってよい。受講学生数、学内実習施設の有無、実習担当教員の専攻分野などによるカリキュラムの違いと、博物館実習生を委託できる館園数や、その受け入れ期間、館園側が実施できる実習カリキュラムの内容などによる違いであるといえる。その違いの大きさは、数日間の館園実習で済ませているものから、通年の学内実習と1週間から10日程度の館園実習を組み合わせているものまでである。その質は問わないとしても、ここにみられる差異は無視できない。

今日の館園の状況では、数多くの学生を3週間にわたって受け入れ『博物館実習』をするゆとりのないことは明らかである。また、実習生の受け入れが義務づけられているわけでもない。現状では、もっぱら館園の好意によって実習生を受け入れてもらっているといえる。今日のように、学芸員養成課程を開設する大学が増え、受講学生も増加の一途をたどっている状況では、館園での博物館実習はますます困難なことになろう。

館園での実習をみると、館園毎に実習の内容は相当に異なっている。もちろん館種によって内容に差異が生ずることは肯けるが、学

芸員養成に理解のある館園、学芸員集団と、そうでないものとの差異と受け止められる部分があることは残念である。熱心な学芸員集団に恵まれた学生は幸せであるが、都合のいい臨時、無給のアルバイトのような受け止め方をしている館園が皆無とは言えない。どのようなことであれ、博物館の実際の仕事に触れることは実習生にとってプラスであるとはいえるものの、実習は学芸員となるための基礎を体得させるものという理解と、教育的な配慮が館園側にも求められると考える。

今日の館園の日常的な業務量、そのための体制や人員をみれば、長期にわたって、多人数の実習生を受け入れることには無理がある。しかし、ほとんど全ての大学が『博物館実習』を学内で行なえる施設と体制、人員を持っていない現状では、館園側の理解にすがって行なうしかないのも現実である。

現状では、養成側にもいくつか反省が必要なことがある。前項に触れた専門性の問題とも関わるが、実習生の専攻や、委託する館園の専門性をあまりに安易に考えている傾向はないであろうか。館園の内容、性格、あるいはその体制や人員、年間のスケジュールについての配慮に欠けはしなかったであろうか。自館のカバーしている専門領域とはあまりにかけ離れた専攻の実習生を受け入れた館園では、どのような実習を行なえばよいものか苦慮するという。実習を引き受ければ、いきおい本来の仕事時間を延長して処理せざるをえないことが多いとも聞いている。

時間的な問題もあり、また専門性についても問題があるとすれば、多くの館園実習が、博物館とその業務について極めて限定的なものにならざるをえないことは自明であろう。

また、養成側にとっても大きな問題となっているのは、学芸員になる意志の非常に希薄なもの、とりたてて必要もないのに卒業証書の付属品として資格を取っておこうとする無指向学生の増加である。これが、全国的に受

講生を急増させており、キメ細かな指導の妨げともなっているのが現実である。

このような現状で、学芸員養成における実習の意味はどこにあるというのであろうか。根本的なところから再検討する必要があるのではなからうか。

### 5. 学芸員養成制度についての提言

先述したシンポジウムにおいて、館園側からは、学芸員有資格者がそのまますぐ実践に使えるとはかならずしも考えていないし、現業についてから学ばねばならない部分の多いことや、現行法の問題点、限界も認識しているが、それにしても現状の学芸員有資格者の教育内容は、現行法の範囲すら満足するものとなっていないのではないかという意見が出された。また、大学における学芸員養成が専門性についてあまりにも弱いのではないかという批判があった。

一方、大学側からは、法の範囲、最低の基礎資格の段階を一步も出していないことは認めざるをえないが、制度的な限界でもあり、にわかにかこれを打破ことは困難であること、さらに、資格取得を希望する学生の増加と、そのための志望意識の多様化、不明確化が顕著であることが、キメ細かい指導を次第に不可能にしつつあるという現状が述べられた。また、専門性についても、学部段階の養成では館園側の要求に応え切れないのが現状であることが述べられ、現在の大学での学芸員養成は、実質的には、博物館の良き理解者の養成しかできないと結論した。

一般の大学教育とは異なり、養成課程はある種の職業教育であると考え、単なる理解者養成であっては困る。にもかかわらず、現状では種々の要因から、よくても中途半端な「ある種の専門家」の養成にとどまっていることは否めない。

現行法がこれまで果たしてきた役割は評価するが、今日、博物館の抱える多くの問題の

基本的な原因の多くが、現行の博物館法にあることもまた事実である。

学芸員制度もその一つである。学芸員資格は、中学校1級、高等学校2級の教員資格と同列である。基礎資格、最低条件であるとはいっても、学芸員に要求される専門性を考えれば、『専門職』としての基礎資格としてはいささか物足りない。専門性を重視するならば、大学院博士課程前期修了を基礎資格とすることも考えられる。

法改正を前提とすれば様々な改革案が考えられるであろう。学芸員の養成を大学院レベルに引き上げるのも一案であるが、現状の養成制度が数多くの博物館理解者を生んでいることも事実であり、無視できない。

学芸員養成の全てを大学院レベルに移行させた場合、現状の法制度とではあまりに急激な開きができてしまい、制度の移行に伴う擦りあわせに多くの問題を残しそうでもある。また、博物館や博物館教育に関心と理解をもち、博物館活動の支援者となってくれる者を広範に生み出している基盤の一つが失われることになりはしまいかとも思う。

一つの考え方として、教員養成にもある資格のランクの導入が考えられる。つまり、『学芸員』資格は大学院博士前期課程終了におき、ここでは充分な『博物館実習』を義務付けることとし、現状での専門性の問題と不十分な実習という問題の改善を計る。一方、学部卒業を基礎資格とするものは『準学芸員』とでも名付け、『学芸員補』と『学芸員』との中間的資格として位置付け、その資格要件から問題の多い『博物館実習』をはずす。但し、必須科目あるいは選択必修科目を増やしてより充実した学芸員の基礎教育とするという考え方である。

例えば、各論として博物館教育学をおき、『博物館実習』の中から大学内施設で可能でかつ基本的な部分となる資料取扱法、展示表現法、保存科学などを必須とするほか、先に

も述べたように、学際的知識の充実を計って選択科目の必要単位を増やすことが考えられる。この、『準学芸員』資格は、現状での国家試験による学芸員資格と同様に、現業において1年間の実務に携わることによって『学芸員』とするものとするればよいであろう。

これは、今後、いままで以上に問題の多くなることが予想できる『博物館実習』をどうしたら良いものかというところから発想されたものでもあるが、現実に大学にとっても、博物館側にとっても、ますます過重な負担となりつつある実習が、ほとんど形骸化しつつあることから考えれば、また、現行法の求めている学芸員像が第一義的には博物館教育者の養成にあるとみるならば、『博物館実習』に過大なまでのウェイトを置く現行のカリキュラムは再検討されるべきであろう。

学芸員養成課程を開設する大学が増え、受講生が全国的に増加している今日、館園での実務実習はますます困難となってきたりし実習の質的低下も目に見えているのではないだろうか。とすれば、実習にこだわらず、現状では不足している教育(方法)論、展示(方法)論、保存科学の基礎などを充実させる方向へ転換するべきではなかろうか。

現状の養成課程を考えるにせよ、法改正を前提として新たな養成課程を考えるにせよ、それは『完成教育』ではあり得ない。倉田公裕氏の指摘するように、養成課程は、あくまでも準備教育であり、基礎的教育である。

『専門職』としての仕上げは現職にあって初めてできるものであることは忘れられてはならない。しかしながら、現状の博物館学芸員には、そのための制度的な保証は全くない。学芸員養成の終着点はいかに数多くの『良い学芸員』が現職で活躍できるかというところにあるであろう。そのためには、解決されるべき多くの問題があるが、現職教育も養成制

度の延長線上に考えておくべきことの一つである。

組織的な現職教育、組織的再教育研修機関でもあるのならばまだしも、教員に認められている研究日すら保証されていない現状では、学芸員としての資質の向上、研鑽は全く個人の意欲に任されているとあってよい。少ない人員で雑務に負われ、博物館活動に意欲を燃やせば燃やすほど、過重な時間外労働をせざるをえない現状では、学芸員の資質の向上、博物館の活性化は望みにくいといってもよかろう。

## 6. おわりに

松沢、後藤、橋、千地、倉田氏の論考をうけ、これをまとめてきたが、現状は、法改正を展望した取組みが必要な段階に来ているという認識が一つある。また、法改正以前の問題として、少なくとも、養成側、館園側の両者が考える学芸員像をぶつけあい、現状の養成制度でどのような質と内容を持った学芸員を養成するのか、出来るのか、さらに、望ましい養成制度はどうあるべきなのかを検討しようという取組みも意欲も欠けていたことを反省し、早急にこれに着手するべきであろう。現状では、養成側、現業側ともに、学芸員養成について、明確で体系的なビジョンを持っていないといつては言いすぎであろうか。

日本博物館協会、全国大学博物館学講座協議会、全日本博物館学会などの組織が久しくこうした状況を知りながらも、実際的には過去、日博協で「学芸員制度調査会」がしばらくの間検討したことはあるものの、それ以外には何ら積極的な働きができていない。協会、協議会、学会が協同して取組むべき課題ではあるまいか。